

委員からのご意見への対応について

No.	委員の意見	市の返答	関係課	ご意見への対応		庁内案の該当ページ
				庁内案修正の有無	修正内容 (「無」の場合はその理由)	
1	「携帯電話の不感地域の解消」について、福井市過疎地域持続的発展計画に記載があるのかもしれないが、不感地域の解消をどのように推進していくのかの方向性についてお聞かせ願いたい。	【総合政策課長】 今回の国土強靱化地域計画では、福井市過疎地域持続的発展計画との整合性を図った記載としているということをご理解いただきたい。 ⇒【委員】 整合性を図るということで理解した。	DX推進室	無	左記のとおり。	-
2	資料5の31ページ「14(5-2)都市ガス施設・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等」において、「都市ガス施設」が曖昧な表現になるため、損壊や火災のリスクに対応するという観点から、「都市ガス施設」を「都市ガス工場」に修正してはどうか。	【総合政策課長】 ご指摘を踏まえ、都市ガス様と協議させていただきます。	予防課	有	14(5-2) 都市ガス工場・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等	p.9,17,32
3	資料5の31ページ「14(5-2)都市ガス施設・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等」の【エネルギー施設の防災体制の強化】について、国家備蓄基地のことが主な記載内容となっていることから、タイトルと記載内容を合わせたほうがよいのではないかと。		予防課	有	14(5-2) 都市ガス工場・福井国家石油備蓄基地の損壊、火災、爆発等 【エネルギー施設の防災体制の強化】 ○都市ガス工場や福井国家石油備蓄基地などのエネルギー施設への防火査察を実施する。また、県や福井石油備蓄株式会社と連携し、地域住民・企業等を対象に、特殊災害を想定した総合防災訓練を実施する。	p.32
4	資料2の参考資料「重要業績指標(KPI)の達成状況グラフ」において、ガス事業民間譲渡となったKPIについて、令和2年度以降の実績値が書かれていないため、引き続きリスクをフォローするという観点から実績を把握したほうがよいのではないかと。		危機管理課	無	重要業績指標(KPI)の設定にあたっては、本市が事業主体となり自らの責任のもとでその数値指標の進捗管理を行っているところ。このことから、本市が事業主体となっている事業についてのみ、その実績を把握した上で必要に応じて公表することとしているため、本市以外の事業主体によるKPIについては把握の対象外としている。	-
5	要支援者を避難所までどのように避難させるかが重要と考える。「名簿同意者に対する見守り活動の取組を支援し」と記載されているが、名簿同意者に対してより強く支援する方法があるといいと考えるがいかがか。	【磯見副理事(危機管理局)】 今年はモデル地区を設定し、今後5年間にわたり全地区に向けて作っていきたい。 【坂井次長(福祉部)】 移送が困難な方については、県タクシー協会や学生ボランティアの協力を得て進めていきたい。	危機管理課 地域包括ケア推進課	有	6(1-6) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生【地域防災活動・防災教育の推進】 ○福祉避難所への移送について、親族又は地域支援者による支援を原則とするが、これらの支援者の確保が困難な場合は、県タクシー協会、ボランティア、福祉事業者等の協力を得ながら移送を支援する。	p.27
6	既存の施設をしっかりと機能させていくことが重要であり、「耐水化」という視点が必要である。施設の耐水化について検討してはどうか。	【竹澤次長(上下水道事業部)】 下水道施設における耐水化は最重要な課題だと認識している。市では、計画規模降雨を想定した施設整備を行っており、耐水扉や止水板の設置などにより対策を行っているところ。	下水施設課 雨水対策室 農村整備課	有	3(1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水【流域治水の推進】 ○河川氾濫等の災害時において、下水道施設が被災しても、一定の下水道機能を確保するとともに、速やかに機能回復が図れるよう、施設の耐水化を推進する。 ○排水機場、樋門、ため池等の所有者や管理者と協議し、緊急性の高い順に、老朽化対策を行うとともに、排水機場の耐水機能を維持していく。また、工事完了までは時間を要するため、各種ハザードマップの活用や管理者による適切な維持管理により被害リスクの軽減を図る。	p.24

委員からのご意見への対応について

No.	委員の意見	市の返答	関係課	ご意見への対応		庁内案の該当ページ
				庁内案修正の有無	修正内容 (「無」の場合はその理由)	
7	民間施設との災害協定等により避難所の受入体制を充実させていくことについて計画に記載してはどうか。	【磯見副理事(危機管理局)】 現在17の協定を結んでおり、中には一時的な避難場所の提供などを行っている施設もある。 【総合政策課長】 ご意見を踏まえ、計画への記載について検討したい。	危機管理課	有	1(1-1)大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生【避難場所の整備】 ○昼間人口の多い中心市街地において、不特定多数が一時的に避難するスペースを確保するため、立体駐車場や店舗などを緊急避難場所として活用できるよう、市と民間事業者との協力体制を構築する。また、地区と民間事業者との協定締結などを支援する。	p.22
8	危険ブロック塀について、個人宅の危険ブロック塀の撤去促進を行政から周知してほしい。	【酒井所長(建築事務所)】 個人の方や工場を含め、しっかり周知していくことが大切。計画に記載していきたいと考えている。	建築指導課 保健給食課	有	1(1-1)大規模地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生【住宅や建築物の耐震化等の促進】 ○倒壊の恐れがあるブロック塀の安全対策について周知を図りながら、撤去を促進し、避難路としても使用する通学路の安全対策を促進する。	p.22
9	障害者の方の中で、一般の方と同じ避難所で生活することが困難な場合にはどこに避難したらいいのか、という点についても計画に記載するとよいのでは。	【坂井次長(福祉部)】 今後、要支援者が福祉避難所に直接避難できるような体制を整えていく。	地域包括ケア推進課	有	8(2-2)避難所の運営機能崩壊・長期にわたり避難所生活を強いられる事態【避難所の適切な運営・バリアフリー化の推進】 ○要配慮者のための避難場所となる、福祉避難所(福祉事業者等)との災害協定締結の推進及び一般避難所内の要配慮者スペースを拡充するとともに、地域で支援にあたる方々(自治会、自主防災会、民生委員、児童委員、福祉委員等)に対し、福祉避難所に関する情報の周知を図る。 ○福祉避難所等の運営体制を確保するため、福祉避難所や要配慮者スペースでの支援人員対策として、災害対策ボランティアセンターや介護サービス事業者、福井DWAT、各協定団体等への人的支援要請を行う。また、関係機関との円滑な連携を図るため、福祉避難所設置・運営マニュアルによる訓練を実施する。	p.28,29
10	福祉避難所が一般市民に十分に認知されていないと感じる。要支援者を支援する方々だけが知っている状態はどうかと思うので、市民への啓発に取り組んでもらいたい。	【坂井次長(福祉部)】 今後、要支援者が福祉避難所に直接避難できるようになった時点で公示を行い市民に周知していきたい。	地域包括ケア推進課	有		

(その他) 会議全体の質疑の中での意見

-	防災行政無線が聞こえない。大雨が降っている時や猛暑で窓を閉め切っている時など、伝えたい情報が伝わらない問題がある。	【磯見副理事(危機管理局)】 平成24年12月から導入している防災情報自動応答テレホンサービス(ニコリ、フクシ)を周知している。	危機管理課	無	防災行政無線は、情報伝達ツールの一つであるが、このほか、参考資料の13ページ6(1-6)に記載のとおり、防災行政無線に加え、無線の放送内容を電話で聞けるサービスや、緊急速報メール、放送事業者などに情報を提供するアラート、登録制の防災気象情報メール、ヤフー防災速報アプリ、LINE等のSNS、ホームページ等の多様な媒体で災害情報を伝達していく。	-
-	「一時滞在施設の確保」について、自動車運転中に災害にあった方に対する広い収容スペースなどについて、検討していただけるとよいのでは。	【磯見副理事(危機管理局)】 民間の立体駐車場やベル、エルパなどの民間施設とも協定を結び、災害時の一時滞在施設について確保に努めている。	危機管理課	無	参考資料の22ページ1(1-1)に記載のとおり、立体駐車場などを緊急避難場所として活用できるよう民間事業者との協力体制を構築していく。	-